

最高裁判決と国会の不作为を問う！ 選択的夫婦別姓を求める院内集会

アピール

法制審議会は1996年2月、選択的夫婦別姓導入などの民法改正を答申しましたが、21年が過ぎた現在も実現していません。

最高裁は2015年12月、結婚改姓による不利益を認めながらも、民法750条の規定を合憲とし、法改正は国会で議論すべき、と判断しました。

しかし、国会は議論を委ねられたにもかかわらず、法改正に向けた議論をほとんど行っていない。

国連女性差別撤廃委員会は昨年3月、再三の改善勧告を守らない日本政府に対し、早急な法改正を求めたうえ、民法改正を再度のフォローアップ報告の対象としました。委員会への報告期限は来年に迫っています。

司法による解決が期待できない今、私たちは、今まで以上に切実に国会に対して法改正を実現するよう求めます。

法改正を滞らせている要因は、女性差別撤廃や人権政策に積極的に取り組む議員が少ないことにあります。来る衆議院総選挙では、一人一人の力を結集し、民法改正を実現させる大きな動きを作りましょう！

2017年6月8日

集会参加者一同